

香川県広域水道企業団契約規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

香川県広域水道企業団企業管理規程第19号

香川県広域水道企業団契約規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団契約規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（随意契約ができる場合） 第48条 略 （1） 製造の請負の契約でその予定価格が<u>400万円</u>を超えないものをするとき。 （2） 財産の買入れの契約でその予定価格が<u>300万円</u>を超えないものをするとき。 （3） 物件の借入れの契約で予定賃借料の年額又は総額が<u>150万円</u>を超えないものをするとき。 （4） 財産の売払いの契約でその予定価格が<u>100万円</u>を超えないものをするとき。 （5） 物件の貸付けの契約で予定賃貸料の年額又は総額が<u>50万円</u>を超えないものをするとき。 （6） 前各号に掲げる契約以外の契約でその予定価格が<u>200万円</u>を超えないものをするとき。 （7）～（17） 略	（随意契約ができる場合） 第48条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。 （1） 製造の請負の契約でその予定価格が<u>250万円</u>を超えないものをするとき。 （2） 財産の買入れの契約でその予定価格が<u>160万円</u>を超えないものをするとき。 （3） 物件の借入れの契約で予定賃借料の年額又は総額が<u>80万円</u>を超えないものをするとき。 （4） 財産の売払いの契約でその予定価格が<u>50万円</u>を超えないものをするとき。 （5） 物件の貸付けの契約で予定賃貸料の年額又は総額が<u>30万円</u>を超えないものをするとき。 （6） 前各号に掲げる契約以外の契約でその予定価格が<u>100万円</u>を超えないものをするとき。 （7）～（17） 略

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。